

第4号議案

育児・介護休業等に関する規程等の変更について

(案)

育児・介護休業法施行規則等の改正（令和3年1月1日施行）を受けて、「育児・介護休業等に関する規程」及び「契約職員及び嘱託職員の育児・介護休業等に関する規程」を別紙のとおり変更する。

施行日：2021年1月1日

以上

(添付資料)

別紙：新旧対照表

育児・介護休業等に関する規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年（起算日は4月1日）につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>半日単位</u>で取得することができる。</p> <p>3 子の看護休暇については、給与を支給する。</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年（起算日は4月1日）につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>時間単位</u>で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</p> <p>3 子の看護休暇については、給与を支給する。</p>
<p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年（起算日は4月1日）につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。</p> <p>2 介護休暇は、<u>半日単位</u>で取得することができる。</p> <p>3 介護休暇については、給与を支給する。</p>	<p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年（起算日は4月1日）につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。</p> <p>2 介護休暇は、<u>時間単位</u>で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。</p> <p>3 介護休暇については、給与を支給する。</p>
<p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則（平成28年12月27日）</p> <p>この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p>	<p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則（平成28年12月27日）</p> <p>この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p>附則（2020年12月 日）</p> <p>この規程は、2021年1月1日から施行する。</p>

契約職員及び嘱託職員の育児・介護休業等に関する規程 変更案 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>半日単位</u>で取得することができる。</p> <p>3 子の看護休暇については、給与を支給する。</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第4章 子の看護休暇 (子の看護休暇)</p> <p>第15条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。</p> <p>2 子の看護休暇は、<u>時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得</u>することができる。</p> <p>3 子の看護休暇については、給与を支給する。</p>
<p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。</p> <p>2 介護休暇は、<u>半日単位</u>で取得することができる。</p> <p>3 介護休暇については、給与を支給する。</p>	<p>第5章 介護休暇 (介護休暇)</p> <p>第16条 要介護状態にある家族の介護その他世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年(起算日は4月1日)につき5日、2人以上の場合は1年につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。</p> <p>2 介護休暇は、<u>時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得</u>することができる</p> <p>3 介護休暇については、給与を支給する。</p>
<p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成28年12月27日)</p> <p>この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p>	<p>第6章～第8章 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附則(平成28年12月27日)</p> <p>この規程は、平成29年1月1日から施行する。</p> <p>附則(2020年12月 日)</p> <p>この規程は、2021年1月1日から施行する。</p>

以上